第一号様式(第四条関係) (A4)

住宅宿泊事業届出書

(第一面)

住宅宿泊事業法第3条第1項の規定により、住宅宿泊事業の届出をします。 この届出書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

年 月 日

板橋区長 殿

届出者 商号又は名称

氏名

(法人である場合においては、代表者の氏名)

電 話 番 号 ファクシミリ番号

受付年月日

【記入上の注意】

① 網掛けの欄は記入しないでください。

受付番号

(年月日の

記入例)

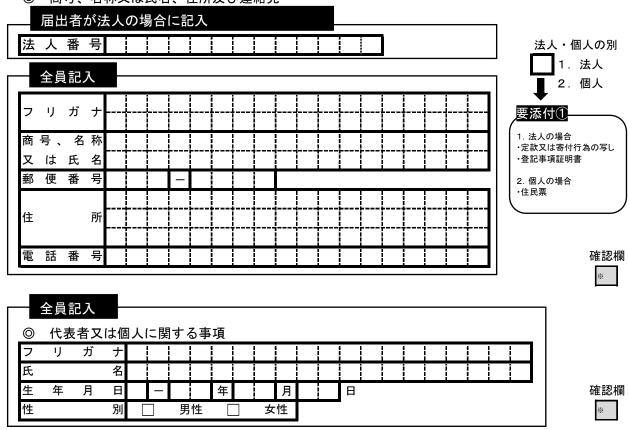
以降同じ

 \mathbf{S}

② 要添付となっている欄に該当する場合は、別途添付書類が必要です。その他全員必須の添付書類は最後に掲載 していますのでご確認ください。



◎ 商号、名称又は氏名、住所及び連絡先



 \mathbf{T}

日

大正

S 昭和

Η

平成

6 0 年 0 1 月 0 1

[昭和60年1月1日の場合]

この面は、届出者が未成年者である場合に使用します。 届出者が法人又は成年者の場合は記入不要です。

受付番号 要添付② 法定代理人の同 意書 ◎ 法定代理人に関する事項 法人・個人の別 フリガナ 1. 法人 商号、名称 2. 個人 又は氏名 郵 便 番 号 住 所 確認欄 生 年 月 日 年 月 日 別 男性 女性 * 法定代理人が法人の場合に記入 要添付③ 要添付③ 法定代理人の代表者に関する事項 (法人である場合) 法定代理人の登 記事項証明書 名 氏 生 年 月 日 年 月 確認欄 日 性 別 男性 女性 法定代理人の役員に関する事項 (法人である場合) ガ 4 氏 名 生 年 月 日 年 月 日 確認欄 別 性 男性 女性 * IJ ガ ナ 氏 名 生 日 年 月 年 月 日 確認欄 性 別 * 男性 女性 IJ ガ ナ 名 氏 生 年 年 月 日 月 日 確認欄 別 性 男性 女性 * IJ ガ ナ 名 氏 日 月 確認欄 月 年 日 性 別 男性 女性 *

この面は、届出者が法人である場合に使用します。 届出者が個人の場合は記入不要です。

*	受 i	付番号]			届	出者	か	個ノ	(0)	場合	うは	記)	人不	要	です	0							
	1	<u> </u>	1 1																					
(役員	に関う	する	事項	Į (;	法人	、でで	ある	場合	子)														
フ	IJ	ガ	ナ									ļ	ļ						ļ	-		ļ	1	
氏			名										i						Ì	İ				
生	年	月	日		_		į	年			月	İ		日				•	-	•	•	•		確認
性			別			男	性			女	性													*
											i													<u>. </u>
フ	IJ	ガ	ナ																					
氏			名																					
生	年	月	日		_		ĺ	年			月			日										確認
性			別			男	性			女	性	•												*
フ	IJ	ガ	ナ				<u> </u>	_	<u> </u>	_		i						1	-	_	ŀ	1	1	
氏			名																1			†	1	
生	年	月	日					年			月		T	日					-	•		•	_	確認
性			別		┰	更	性	Ī		女	性													*
フ	IJ	ガ	ナ				į					į	-					į	İ		į	į	1	
氏			名																					
生	年	月	日					年			月			日						•	•			確認
生			別			男	性		_		性	•												
_							' '				1-													*
							, i _				ΙΤ													<u>*</u>
							, <u>1 – </u>	L			- 1-													<u>*</u>
	IJ	ガ	+	i			!	i	i		1	i	į					į	i	<u> </u>	į	<u>;</u>	7	<u>**</u>
フ	IJ	ガ	ナ名										i							İ			7	*
フ 氏			名					任						P						i i i				
フ 氏 生	り年	ガ月	名日					年			月			日]	確認
フ氏生性			名				性	年						日]	
フ 氏 生			名日					年			月			日									}	確記
フ 氏 生			名日					年			月			日]	確認

日

月

女性

確認欄

年 月

日

別

男性

受付番号

0	届出者自身が	と仕ば																					
\bigcirc	/шшппл/	当土へ	三宿	伯管	理弟	養者	でま	5る:	場合	言に	記力												
\odot	住宅宿泊管理	業に	関す	·る事	項	(住	宅宿	泊管	管理	業者	きでは	ある	場合)									確認机
· 登	録 年 月 日	_	1 –			年	_		_ 月	Γ] 🗏											*
登	録番号	7							İ		T		į	į	1								
ı	△昌封 7																						
	全員記入																					要添付	4
⊚ 	住宅に関する									1												入居者の	
郵	便 番 号	;	-		_		ļ.	 	 	<u> </u>	_	<u>. </u>	1			Ţ	•	•	•	•	-	その他のおいて入	居者の募
所	在 均	<u> </u>	 	 -		 	 	 	 	 	+	÷	- 	 	 	 	-	+	+			が行われ を証する	
不	動産番号	1		<u> </u>		<u>i </u>		<u>i </u>	<u>i </u>	<u>i </u>	+	 	 	! 		ĵ	ĵ	<u>i</u>	<u> </u>	<u>i</u>	_	西洋丛	
_	<i>3</i> ,		<u>i </u>		7	<u> </u>	<u> </u>	İ	<u>i </u>	<u> </u>		更添	付④)	_		Т	更	乒添	付⑤		要添付	
	2条各号に げる家屋の別		人の	_ 生活σ	_)本拟	ルとし	て使	入	居	者	-			1	寺その)所有	者、				-11	の所有者	、賃借人
陷	いる家座の方			して																		又は転借 の用に供	
	宅の建て力	ī [一戸	建了	てのイ	住宅	[-	長屋			共	同住	È宅			寄	宿舎	Áln	ることを訂	Eする書
住	居室	2																		n	ń		
宅		1	宿	汨	自	室	2					供す 除く	る部			合			計				
Φ.	階	b					m	4—	7) (1	18 /0	主で	际丶	, m								2		
の		_					m	_					m	_						n n	Α.		
規	· <u>PE</u>						m	_					m							n	3		確認
坩	合 in						m	_					m	_						n	-		*
(O)	営業所又は																						
$\overline{}$	営業所又は事									事系	条所:	を設	ける	—— 場合	·)								
	営業所又は事業所又は事務所	務所								事剂	务所	を設	ける	場合	·)	<u> </u>	i						
の	業所又は事務所 名 科	務所 f								事剂	务所	を設	ける	場合	·)	 							
営の郵	業所又は事務所 名 科	務所 f								事務	务所:	を 設	ける	場合	·)								
の 郵	業所又は事務所 名 科	務所								事務	务所·	を 設 	ける	場合	·)								<i>TÆ</i> ≣⊅ i
の郵所	業所又は事務所 名 科 便 番 号 在 サ	務所								事務	务所 [:]	を 設	ける: 	場合	·)								
の郵所	業所又は事務所 名 和 便 番 号	務所								事剂	务所:	を 1	ける: 	場合	·)								確認機
の郵所電	業所又は事務所 名 和 便 番 号 在 サ 話 番 号	務所								事務	务所	を 設 	ける:	場合	·)								
の郵所電営	業所又は事務所 名 科 便 番 号 在 サ	務所 :								事務	务所	を	 	場合) 								
の郵所電営の	業所又は事務所 名	務所 :								事剂	务所-	を 記 	113	場合									
の郵所電営の郵	業所又は事務所 名 番 号 在 本 話 番 号 業所又は事務所 名 番 便	務所								事	务所:	を 	1176	易 									
の郵所電営の郵所	業所 又は 事務 利 便 在 番 第 所 乗 所 又名 番 単 乗 の で で で で で で で で で で で で で で で で で で	務								事剂	务所:	を 記 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	113	場合) 								*
の郵所電営の郵所	業所又は事務所 名 番 号 在 本 話 番 号 業所又は事務所 名 番 便	務								事系	务所	を 記 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	(† 8:	場合									*
の郵所電営の郵所電	業所 又は 果所 又は 要 在 番 等 業所 又名 番 サ 号 乗 で で で 番 で で 番 で 番 で で 番 で 番 で で 番 で 番	務								事務	务所	を 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	113	易)								確認
の郵所電営の郵所電営	業所 又は 事務 所 又は 事務 所 を	務所								事	务所	を 記 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	(† 8:	場合									確認材
の郵所電営の郵所電営の	業 (T) (T) (T) (T) (T) (T) (T) (T) (T) (T)	務所								事 剂	务所:	を 	113	場)								確認材
の一郵 所 電 営の一郵 所 電 営の一郵	業 (T) (T) (T) (T) (T) (T) (T) (T) (T) (T)	務								事 剂	务所	を 記 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	(† 8)	場合)								確認材
の郵所電営の郵所電	業 (T) (T) (T) (T) (T) (T) (T) (T) (T) (T)	務								事 剂	务所:	を 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	11 3	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·									確認相

	į	受付	番号	7	
*					

法第十一条一項に該当する場合に記入

要添付⑥ 住宅宿泊管理業務の委託に関する事項(住宅宿泊管理業務を委託する場合) 0 住 宅 商 称 号 名 宿 又 は 氏 名 泊 沯 緑 年 月 日 年 月 日 管 号 録 理 業 管 理受託契 約 者 の 内 容

要添付⑥

法第三十四条 の規定により交 付された書面 の写し

確認欄



法十. −条一項に該当する場合とは、下記のうち1つ以上に該当する場合です。

ただし、届出者自身が住宅宿泊管理業者であるときは除きます。

- 住宅宿泊事業者が自ら管理する届出住宅の居室の数が5を超えるとき
- 届出住宅に人を宿泊させる間、不在となるとき (住宅宿泊事業法施行規則で定める場合を除く)

全員記入

0

その他の事項

住宅に人を宿泊させる で定めるものを除く。	在 (法第11条第1項第2号の国土交通省令・厚生労働省令 らない
賃借人に該当する	賃貸人が住宅宿泊事業の用に供することを目的とした賃

借物の転貸を承諾している

要添付⑦ 賃借人に該当しない

\neg	転借人に該当する
	要添付⑧

賃貸人及び転貸人が住宅宿泊事業の用に供することを目 的とした転借物の転貸を承諾している

転借人に該当しない

住宅がある建物が、二 以上の区分所有者が存

する建物で人の居住の 用に供する専有部分の あるものに該当する

規約に住宅宿泊事業を営むことを禁止する旨の定めがな い(当該規約に住宅宿泊事業についての定めがない場合 は、管理組合に届出住宅において住宅宿泊事業を営むこ とを禁止する意思がない旨を含む。)

要添付⑨

住宅がある建物が、二以上の区分所有者が存する建物で人の居住の用に供する専有部分 のあるものに該当しない

要添付⑦

賃貸人が住宅 宿泊事業の用 に供することを 目的とした賃借 物の転貸を承 諾したことを証 する書面

要添付⑧

賃貸人及び転 貸人が住宅宿 泊事業の用に 供することを目 的とした転借物 の転貸を承諾 したことを証す る書面

確認欄



要添付⑨

専有部分の用途に関する規約の写し

(規約に住宅宿泊事業を営むことについての定めがない場合は、管理組合に届出住宅において住宅宿泊事業を営むことを禁止する意思がな いことを確認したことを証する書類)

全員必須の添付書類

- 法第四条の欠格事由に該当しないことを誓約する書面
- 届出者(法人の場合はその役員)が、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書

(その旨を証明した市区町村の長の証明書に代えることも可)

③ 届出者(法人の場合はその役員)が、民法の一部を改正する法律附則第三条第一項及び第二項の規定により成年被後見人及び被保佐人 とみなされる者並びに破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市区町村の長の証明書

住宅の登記事項証明書

次に掲げる事項を明示した住宅の図面 (1) 台所、浴室、便所及び洗面設備の位置 (2) 住宅の間取り及び出入口 (3) 各階の別 (4) 居室(法第五条に規定する居室をいう。)、宿泊室(宿泊者の就寝の用に供する室をいう。)及び宿泊者の使用に供する部分(宿泊室を除く)のそれぞれの床面積(5)安全確保の措置状況